

## 国民健康保険の基本知識

- 1) 国民健康保険には保険料方式と保険税方式との2通りあり、保険税方式を採る自治体のほうが多い。  
羽島市、瑞穂市、輪之内町、池田町は保険税方式  
違いは、国民健康保険法と地方税法によって立つ。徴収権の時効が2年に対し5年、賦課の遡及が2年に対し3年、差し押さえ順位が保険税は保険料
- 2) 世帯で加入する。納税義務者は世帯主。
- 3) 扶養家族という概念がなく、被扶養者が増えると保険料（均等割）は増える。
- 4) 付加給付はない。
- 5) 保険料は所得割・資産割（固定資産税×資産割料率）・均等（人数）割り・平等（世帯）割で決まる。  
資産割のない市町村もある。
- 6) 所得割は自身と家族の課税所得額－控除額（33万円）の合計×自治体の料率で決められる。

### 保険料（税）の仕組み

保険料は、医療給付費分＋後期高齢者支援金分＋介護納付金分となっている。

この3つそれぞれに5) が計算され合計されて保険料が決まる。

夫々には保険料の上限額が定められている。

\*介護納付金分は40歳～65歳未満に義務

	羽島市	大垣市	安八町	輪之内町	池田町	瑞穂市	岐阜市
<b>医療給付費分</b>							
所得割	6.05%	7.15%	5.50%	7.10%	5.30%	5.60%	7.90%
資産割	20%	20%	15%	なし	34.3%	27%	なし
均等割	26,500	24,500	26,400	35,700	27,000	27,500	24,240
平等割	26,500	25,000	20,400	なし	27,000	22,500	29,280
<b>後期高齢者支援金分</b>							
所得割	2%	2.24%	2.2%	2.6%	1.7%	2.2%	2.45%
資産割	5%	6.1%	6%	なし	1.3%	なし	なし
均等割	8,500	7,700	9,600	12,600	6,800	12,200	7,080
平等割	8,500	7,800	7,200	なし	6,800	なし	8,520
<b>介護納付金分</b>							
所得割	1.2%	1.9%	2%	2.5%	2.3%	2.2%	1.46%
資産割	6%	6.4%	なし	なし	2.1%	なし	なし
均等割	10,000	8,500	12,000	15,000	13,000	15,600	6,840
平等割	6,000	6,000	なし	なし	4,400	なし	5,640